

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第22号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

○8番（若山照洋君）

8番若山照洋です。新旧対照表のページ数が3ページ。森林環境税を徴収することになった理由を1点と、15ページ、「特定マンション」とはどのようなマンションのことを指すのでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

まず森林環境税を徴収する背景でございます。こちらにつきましては、温室ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な基本財源を安定的に確保する観点から課税されるものでございます。

次に、「特定マンション」の定義でございます。こちらにつきましては、建築後20年以上経過している10戸以上のマンション、それから長寿命化工事を過去1回以上適切に実施しているマンションであること。最後に、長寿命化工事に必要な修繕積立金が確保されていること。以上でございます。

○8番（若山照洋君）

その森林環境税ですが、徴収後は森林環境譲与税として町に譲与されるものなのか。あと、マンションの修繕というのはどのようなものが対象になるのか。教えてください。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

まず森林環境譲与税につきましては、まず森林環境税といたしまして住民の方から徴収いたします。その後、県を通じて国へ森林環境税につきましては納付されることとなりますが、森林環境譲与税といたしまして各市町村に配分割合に応じて町村に交付金として交付されるような流れになっております。

それから、マンションの関係でしたね。修繕の内容でございますが、内容につきましては長寿命化を図るための屋根それから床の防水工事、それから外壁塗装工事、こちらを一体的に全て実施した工事が対象となります。以上です。

○8番（若山照洋君）

全てのその屋根・壁・床、全てをやらないと修繕には当たらないという認識でよろしいですか。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

そのとおりでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。まず、議案のほうを見てください。議案の附則、終わりにから2ページ目ですが、施行期日で第1条、この条例は、公布の日から施行すると書いてあります。その後、2で令和5年度までは従前だと。ただ、4では令和4年度から従前。つまり施行の日よりさかのぼって適用されていると、4については。それで新旧対照表を見てください。新旧対照表の附則第3項の、違いますね、附則第16条の2第3項、ページ数言います、17、18のあたり、第16条の2第3項、そこに割合が書いてあったんですが、21ページです、ごめんなさい。附則第16条の2第3項です。21ページごらんください。そこでももともとは100分の10だったのが100分の35、結局負担増になる改正になっております。令和5年度もう始まっていて、それで施行期日4月1日以降で施行する、さかのぼって適用するのに負担増になる。これは適正かどうか。そこを1点お聞きしたいと思います。

2点目でございます。環境譲与税に関してでございます。環境譲与税、先ほどの御説明の中では町民からの森林環境譲与税についてでございますが、森林環境税。町民から徴収してそれを県を通して国に納める。一定の割合で人口割などで町には帰ってくる。ただ、国がプラスアルファをする分もあるので、令和6年度に関しては。そこら辺はどうなのかと。それを勘案してこの町税条例改正しなければ森林環境税は徴収できないこととなりますので、結局どれぐらいの方に対象になって、令和6年度。で、どれぐらい町に戻ってくる予定なのか。その点、返答をお願いしたいと思います。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

まず21ページの附則第16条の2の第3項の関係でございます。こちらにつきましては令和6年1月1日以降の施行になりまして、それ以後における不足分の徴収の率を100分の10から100分の35に加算するものでございます。

それから森林環境税の関係ですが、参考までに令和5年の3月時点におきまして令和4年度の均等割の人数ですが約1万7300人となっておりますので、それに1,000円を掛けますと大体1730万円の森林環境税としての税金が入ってくるというふうな見込みを見ております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

まず、先ほどの100分の10から100分の35の割り増しになる件ですね。施行の日からで公布の日から施行ということでさかのぼってなんですが、そういう適用する事例としては令和6年度。それで令和6年度で何かあった場合に令和5年度分までさかのぼって割り増しをするのか。ちょっとそこら辺わかりにくかったので説明していただきたいのと、先ほど森林環境譲与税の件でどれぐらい町に来るのか。人口割がほとんどだと思うんですが、あと国から森林環境税以外にプラスアルファが何億円か全体で来るので、若干そこら辺見積もりにくいところあるかもしれませんが、どれぐらい来るのかというのをお聞きしたいと思います。お願いします。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

先ほども申しましたが、16条の2の第3項につきましては施行日は令和6年の1月1日になります。

それから森林環境譲与税の配分でございます。こちらは私有の森林面積が5割、人口割が3割、就業林業者数が2割となっております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

最初の答弁と大体一緒なんですけど、1つは令和6年のときから施行はわかるんですよ。ただ、令和5年度の分に割り増しになっているから、さかのぼっての適用ではないのかと。施行は後でもさかのぼって令和5年度の分の割り増しになっているわけですから、そこはどうなのかという答えがないのと、今回森林環境譲与税幾ら町に来年度入ってくる予定なのか。なぜかという今まで令和元年度から試行的に令和5年度まで何百万か、300万とか200万とか入っています。その使い道を見ていると令和元年度・2年度・3年度は西小のげた箱。当然、単年度でやれるような事業を3つに分けていたり、令和4年度に関しては当初予算で歳入では森林環境譲与税上がっているけれど、歳出では上がっていない。令和3年度の「はるっ子ハウス」の事業に繰り越して充てて、当然予算書にも何も出てこない、決算まで出てこない使い方をされている。非常に苦勞して使われているなど、大治町にとって。そういう税金、譲与税じゃないかなと思うので。200万、300万でも非常に苦勞して使っているのに、もっと来年度以降ふえると思うんですよ。町として適切に、より適切にと言ったほうがいいかな、より適切に使用できるのか。そこを聞きたいので幾らが来るのかというのを聞いたんですが、どうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

森林環境譲与税の使い方までは今回の税条例とは少しちょっと中身が変わってくるかと思しますので、ただ答弁させていただきますと、森林環境譲与税について令和6年度については、国の機構準備金というものを2300億円活用して配分がされる予定です。そうしますと全体的には令和5年度よりは令和6年度の見込みが多いというような国の試算はあります。そうした中でこの譲与税については全国の自治体の中で市と県の割合が決まっております。令和5年度につきましては88対12ということです。令和6年度から

は90対10という配分があります。その中で大治町分としましては指数でいけば令和5年度までは440に値する分が配当されておりますが、令和6年度からは440が540になるということで試算されておりますので、今までよりは多く入ってくるということは見込まれますが、これが幾らとなると今はお答えは難しいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

今の総務部長からも森林環境譲与税に関する御説明をさせていただきましたが、あくまでも今回の税条例の改正につきましては森林環境税に関する改正でございますので、その点趣旨を踏まえた上で答弁のほうをさせていただきたいと思えます。

それから、軽自動車税に関する先ほどの第16条の関係なんです、附則の第4条第3項におきまして、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるという規定になっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第2、議案第23号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。新旧対照表23ページ、第2条3項の保険税額上限額において後期高齢者支援金等課税額のみ課税限度額が見直され、医療分と介護分は見直されないのはどういった理由なんでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

では、課税限度額の後期高齢者支援金分のみを引き上げる理由でございます。この引き上げ見直しの際には毎年度国のほうで社会保障審議会医療部会というものがございす。そこにおいて社会保険といった被用者保険におけるルールとのバランスを考慮しまして賦課限度超過世帯の割合が1.5%に近づくように検討され、段階的に引き上げがされておるような状況です。そのような中、令和5年度の賦課限度額の検討に際しまして、この医療分・基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分、これの合計の賦課限度

超過世帯割合というのが令和4年度が1.52というのが1.56に上昇するというのが見込まれました。その中でも後期高齢者支援金分の超過世帯割合が2%超えというような試算が出てまいりまして、その賦課2つとばらつきが拡大するため、この後期高齢者支援金分のみを引き上げが必要とされたためでございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原です。新旧対照表24ページごらんください。第23条の2です。旧では第24条の2を新では第24条の2第1項と変わっております。これについて令和4年6月の条例改正をちょっと皆さん1年前を見ていただきたいんですが、令和4年6月の条例改正の中では同条中を同項中ということで条から項まで書き直しているんです。またもとに戻している。そこら辺どういう根拠で令和4年度変えて、令和5年度またもとに戻したのかというのをちょっと説明していただきたいと思います。

あと、ちょっと新旧対照表をお願いいたします。先ほどもありましたが、限度額上がっているところがあります。

○議長（松本英隆君）

吉原議員、ページ数を言ってください。

○11番（吉原経夫君）

23ページですね。例えば23ページ課税額で20万円から22万円に上がっている。負担増になっているわけです。それが大治町の条例、国民健康保険税条例基準日を見ますと4月1日時点です。4月1日時点が基準日なのにこの6月議会で可決して、公布の日から施行ということで今までもそういうやり方でやられてきたと思うんですが、これもさかのぼっての適用になるんじゃないかと。負担増になることに関して。その点はどのようにお考えなのかと。他の市町村を見ますと4月1日時点で専決処分等々しているところもありますので、そこら辺整合性はどうでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

新旧の24ページの特例対象被保険者に係る条文のところでございます。議員おっしゃるとおり令和4年の3月に改正しております。これは地方税法703条の5の第2項が新設されたことに伴う改正に伴いまして本町の方も改正をさせていただいたものでございます。今回、この改正案というのを示されておりますので本町についても同じように今回の改正にあわせて、書きぶりを合わせるような改正をさせていただいたものですのでよろしくをお願いいたします。

あと、附則のところにつきましては、こちらは5年度賦課分を今回の改正にあわせて適用させていただくものでございます。令和4年度分の賦課分については従前の例ということで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

まず、第23条の2についてですが、令和4年度の改正は法律改正に伴うものと。今回

もまた法律が改正して、そこら辺そういうふう直したのか。法律改正じゃなくてそのままで示されて直したのかという点と、もう1点は課税限度額、令和5年度分から適用するんですよ。だから、基準日は令和5年4月1日なんですよ、国保税は。基準日は過ぎているんです。まだ課税通知とか送っていないと思いますが、ただ、基準日が基準になるはずなので、それは本来だったら他の市町村やっているように専決処分で行くのが適切じゃないかと。去年までちょっと私もわからなかったんですが、今回いろいろ見てわかったんですが、そこら辺はどういうふうにお考えなのか。今回ののはしょうがないから来年度からになるかもしれませんが、そこら辺の考え方をお願いいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

課税につきましては、おっしゃるとおり4月1日が課税になりますが、本算定が7月に入りますので本町については本算定にあわせた改正のタイミングで条例で上げさせていただきます。

あと、その附則についてでございますが、こちらはちょっと繰り返しの答弁になりますが、今回条例案に合わせた書きぶりに合わせるというようなものでございますのでよろしくをお願いいたします。

○11番（吉原経夫君）

議長。

○議長（松本英隆君）

もう3回終わっております。

○11番（吉原経夫君）

2回。数えています、ちゃんと。

○議長（松本英隆君）

ちょっと待って。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第24号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第25号令和5年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。22ページ若年がん患者在宅療養支援事業費補助金。この支援対象者というのは、どのような状態の方なのかを教えてくださいと思います。

○保健センター所長（森本健嗣君）

対象者についてでございますが、対象となりますのは、まず医学的知見に基づきまして回復の見込みがない状態に至ったと判断されたいわゆる終末期のがんの40歳未満のがん患者の方ということでなっております。よろしく願いいたします。

○6番（鈴木 満君）

終末期とは余命宣告されたとかなんか、余命といっても数週間だったり数カ月、1年だったりする場合もあると思うんですが、その支援判断基準というものはどのようなものか教えてくださいと思います。

○保健センター所長（森本健嗣君）

判断の基準でございますが、あくまでも主治医の判断によるものということで申請の際に意見書というものを添付いただくことを予定しております。その中で先ほど申しました医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものであることを判断できるような意見書のほうを添付いただく考えでございます。

○6番（鈴木 満君）

288万円、4人分、1年間で1人72万円の内訳を教えてくださいと思います。

○保健センター所長（森本健嗣君）

こちらにつきましては、愛知県が想定しております愛知県全体のがん罹患者数、それ

からそこから亡くなられた方、40歳未満の方の人数が出ております。そちらの割合等を  
勘案しまして大治町に合わせたところ4名を見込ませていただきましたということで、  
この4名分288万円の内訳としましては、1人当たり年間で72万円というふうで計上させ  
ていただいております。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

2番八神議員。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。18ページの12委託料、電子計算業務費の内訳をちょっと再度教え  
ていただきたいと思っております。

○総務課長（佐藤友哉君）

電子計算業務費、職員端末追加業務委託料の内訳についてでございます。今回、職員  
の使う端末としまして合計10台配置するものでございますが、一般事務用の端末として  
5台、マイナンバー利用事務用の端末として5台の合わせて10台となります。こちらの  
10台の内訳としましては、パソコン機器の10台の分のほかセキュリティー対策ソフト等  
の各種ライセンスというものがございます。そういった費用が物品費用としまして合計  
で362万9000円。当該そういったセキュリティーソフトこういったものをインストールし  
たりとか庁内ネットワークへの接続設定、そういったセットアップというのがかかって  
きますのでその構築料として231万円となっておりますのでよろしくお願ひします。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。今説明いただきましてセットアップ等で200万円等というふうにお  
聞きしたんですが、セットアップとは立ち上げとかかと思うんですが、少し具体的にど  
ういう項目があるかというのを教えていただくことはできるんでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

セットアップの項目についてでございます。パソコン本体を購入するだけでは庁内で  
利用できないものですから、庁内での利用を可能とするための特にセキュリティー対策、  
これを施す必要が出ております。そういったセキュリティー対策のソフトのインストー  
ル並びに庁内ネットワーク、今、出退勤だとかそういった職員の日常の出勤の管理、そ  
ういったものもこちらの費用にかかってきます。そういったもののセットアップにどう  
しても必要な経費としてかかってくる金額となっております。合計としてでしか手元に  
ございませんが、231万円構築してかかるものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。まず18ページ軽自動車税事務費ということでキックボード用のプレートを用意されるということですが、まずこの30枚の算出根拠といえますか、用意の基準というものを教えていただきたいです。

続きまして、22ページ若年がん患者在宅療養支援事業費補助金の中で72万円。こちら1人当たりの72万円の費用の算出根拠でしたりとか、どのようなこれを使用されるものなのかということで、この72万円の算出根拠などを教えていただきたいです。あわせて、こちら4人分を用意されてみえるということでしたが、4人を超えた場合、これはどのような形で考えてみえるのかということ。

また同じく22ページ個別接種促進支援事業交付金ということで、1週間100本以上打つとということで成功報酬のような形でお支払い、交付金が出るということですが、こちらについて1週間100本、こちらの根拠といえますか何か基準があつてこの100本というのがあるのでしょうか。

続きまして28ページ学校整備工事費。こちらの高架水槽配管工事ということで破裂ということで工事になられると思うんですが、現状または工事期間中にこちら水源、どのような形で水回りについて不具合が出るのか。もしくは出ないのか。こういったことを教えていただきたいです。以上です。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

まず18ページの積算根拠でございます。7月以降ひと月3台の登録を見込み9カ月分で約30枚というふうに見込んでおります。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

まず1人当たり年間72万円の内訳でございます。ひと月6万円のサービスの利用料の上限額を設定させていただいております。そのうち1割が自己負担ということで残りの9割分を県と町が案分して負担をするというものでございますが、4人を超えた場合でございますが、今後不足が生じた場合にはまた補正等で対応させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

あとコロナワクチンの接種事業費の件でございます。100本の基準でございますが、こちらはもう既に令和3年度から国の基準に基づいて交付がされておるものということで、そちらに準じた形で100本以上という設定をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

学校整備工事費の高架水槽の工事のほうですが、現状ですが仮で補修がしてありますので大きな影響は出ておりません。また、工事期間中に何か不具合があるかということですが、今回お認めいただきましたら夏休みの工事を予定しておりますので、その工事の当日につきましては南館のほうちょっと水が使えないということがございますが、夏休み期間中ということでございますので影響は少ないかと考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原です。3ページですね、繰越明許で空調設備冷温水ポンプ更新工事ということで半導体の関係でおくれたと、おくれるということでございます。昨年、公民館の空調、半導体の関係などなどでおくれた経緯もありますが、そこら辺の詳しい経緯とあと来年繰り越してスケジュール、本当に来年できるのか。また、今年度工事しなくて大丈夫なのか。そこら辺をお聞きしたいのと、次の地方債補正で建設部で毎年のように国の内示の中で減額されている。そこら辺今回なぜ減額に至ったのか。また、国の対する補助金などで見込み、なぜ毎年のようにこんなに減額しているのかと。見積もりのやり方などなど少しお聞かせ願いたいと思います。

あと次、若年がん患者の件でございます。22ページです。若年がん患者、40歳未満の方のがん患者の末期がん患者を対象とするということで65歳以上だったら介護保険、40歳以上でも特定疾患16ですかね、そうすると介護保険の対象になると。ということは40歳未満39歳以下は介護保険の対象にもならないのでこういう制度をつくって1割負担、介護保険と同じ考え方ですがということになっているのかなと思うんですが、そういう考え方で私はいいいと思うんですが、ならば特定疾患ほかにもあるわけで、介護保険上の。今回なぜ国は、国がつくってきたと思うんですが、国なり県なり町なり若年がん患者だけに限ったのか。そこら辺の経緯をお願いしたいと思います。

○総務課長（佐藤友哉君）

まず1点目の3ページの空調設備冷温水ポンプ更新工事の繰越明許費についてでございます。こちらの経緯としましては当初予算計上時に調達に3カ月、設置工事に1カ月ということで、こちらポンプの工事をすると空調、冷房でも暖房でもとめる必要があります。ですので冷暖房の稼働のない10月に工事を行う予定をしておりました。今年度に入りまして工事の発注のために再度業者に見積もり依頼したところ、先ほど議員がおっしゃったように半導体不足ということで調達に時間がかかると。そうすると10月に間に合わないということで、その次の空調の利用のほぼないということで3月、4月あたりで工事を行うということで年度をまたぐということですので繰越明許費を設定させてもらったという経緯でございます。

続きまして、令和6年度で工事ができるのか、そういった御質問ですが、今のところ今申し上げたとおり3月から4月にかけて工事を行う予定であります。

あと、今年度工事をやらなくても大丈夫かというような御質問ですが、こちらについては今、特に不具合が出ているというものではなくて今後長寿命化に向けて一番空調設備、いろいろな箇所ありますが、一番もし壊れてしまった場合、代替がきくものではポ

ンプはきくものではございませんので、一番影響の大きい冷温水ポンプを今年度当初に更新工事をということで計上させていただいたものでございます。以上です。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

内示額の減額の理由ということでございますが、国の予算と各市町村の要望額に差があったというふうに考えられております。国が内示率を定めており配分を決められた額でございますので、こういった形になるかと考えております。以上です。

○保健センター所長（森本健嗣君）

まず対象者の関係でございますが、今回の補助事業に関しましては終末期、末期のがんの方が住みなれた自宅等で日常生活を送ることができるよう支援するための事業でございます。よろしく願いいたします。

○11番（吉原経夫君）

まず最初のポンプ更新工事でございます。今のところ不具合がないということでございますが、昨年度公民館で空調設備2台あって1台が故障して、もう1台よかったですもう1台も故障してしまつたと。それで町民の方に非常に御迷惑をおかけしたという例もあります。今お聞きするとポンプ壊れたら代替きかない。ほかで冷やす手段がないということかなと。今のところはないんだけど壊れた場合、何か代替はあるのかと。そこは公民館の場合は2機あったから代替が一応きいたんですが、今回庁舎できくのかどうかいうのを聞きたいと思います。

それと2点目、国の内示との関係ですが毎年のようにこうやって減額ですから、ただ多めに申請すればいいのか。やっぱりそれなりに国の内示に合わせてやるのか。そこら辺毎年のようにあるもんでそこら辺どうお考えなのか。1年2年ならいいですが毎年のように減額が来ているんですよ。そこら辺どうなのか。

あともう1点は、末期のがん患者39歳以下の件ですが、国の施策だと国の施策ではなく町だけの施策か、ちょっとそこら辺のお答えがなかったんですが、町だけの施策、県の施策なのか。とにかく町だけの施策ならわかりますが、国なり県の施策ならばそういう介護保険との特定疾患16疾患との整合性、末期がん患者だけ、当然やることは必要だと思いますがそこだけやっているのはなぜなのか。そこら辺まず国の施策なのか県の施策なのか町の施策なのか。そこら辺から説明いただきたいと思います。

○総務部長（大西英樹君）

空調の冷温水ポンプの件につきましては、先ほどから課長が答弁しておりますように壊れる前にということです。毎年保守点検等はやっております。そうした状況の中でそろそろやっておいたほうがいいとことで今すぐ壊れるものではないということは先ほど説明したとおりでございます。そういった予防保全をしていきたいということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

毎年同じように減額されているのではないかという御質問でございますが、国の内示状況等もございます。あと今年度は内示率といたしましては50.2なんですが、昨年度は砂子防災公園を見てもみますと100%の内示率でございましたので、その年々の国の状況でございますので御理解のほどよろしく願いいたします。

○保健センター所長（森本健嗣君）

本事業につきましては、県の補助事業に合わせた内容となっております。よろしくお願いいたします。

○11番（吉原経夫君）

空調設備のことにに関してですが、壊れることはない。ただ予防のためにかえるんだということでございます。それはそういう考えわかりますが、ただ昨年度公民館の空調も壊れる予定ではない。とにかく1つが壊れてもう1つはやっつけて、それがたまたま壊れた。当然保守点検もしている。保守点検をしていけば壊れないということはないもので、とにかく壊れた場合どういう代替措置をとるのか。壊れる壊れないわからない話ですが代替措置ですね、その1点をお聞きしたいと思います。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

公共施設の設備の維持管理の考え方について答弁させていただきますが、今回は冷温水のポンプの工事。ポンプということで屋上にある冷温水発生器に水を送る装置、機械的な問題の機器です。議員おっしゃられた公民館の件については冷温水発生器ということで電子部品が多くあるところでございます。そうしたところが1号機2号機とって1つ壊れても代替機が常にあって交代で回していくということをやっていたんですが、残念ながら公民館については2つとも壊れてしまったということで大変御迷惑かけてしまったことは反省しなきゃいけないと思います。今回ポンプということで電子的なそういう不具合によって壊れるケースが少ない、機械的なものですのでこれは点検をして、場合によっては少し補修をしながらやっている装置でございますので、ただ耐用年数も大分きておりますし、さび等も発生しているということで今までですと壊れてから直すというケースが多かったですが、やはり予防修繕をすることによって全体的には機器を

長くもたせるというようなことに今シフトをして考え方を改めてやっておるところですのでそこは御理解いただきたいと思います。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

1 番池田耕介議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。22ページの若年がん患者在宅療養支援事業費についてです。これの対象となる在宅サービスが訪問介護のようなものなのか、それとも器具を買うとかも対象となるのか。その対象となるものがもし決まっていれば教えていただきたいです。

○保健センター所長（森本健嗣君）

対象となるサービスの件でございますが、まず介護保険指定事業所によります居宅サービスとなりますが、内容としましては今議員が言われました介護福祉士等が家庭を訪問して提供する訪問介護や訪問入浴介護、それから看護師などが居宅での療養支援を行います訪問看護、それから理学療法士などによる心身機能の維持や日常生活の自立を助けることを目的とする訪問リハビリテーション、また居宅での療養上の管理・指導を行います居宅療養管理指導、また福祉用具のレンタル貸与や購入費ということでこちらの内容につきましては主に車椅子ですとかベッド等となります。購入対象となりますのは、使い回しができないような腰掛用便座などが主な対象となってまいりますのでよろしくお願いたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第5、議案第26号令和5年度大治町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原です。6ページ不動産売払収入が全額減額。昨年度、基金で買ったのを一般会計に売のをやめたと。

8ページで土地開発繰入基金から繰り出して買う予定だった、ごめんなさい、土地開発繰入基金から買うことにしたと、一般会計から買う予定だったのをということで、土

地の会計のほうに土地があるわけですよ。来年度以降整備していくと。整備していくときに土地開発の予算の中の土地開発の会計の中でその土地を残していくのか、一般会計に戻していくのか。当然もう使っちゃったら整備するときは一般会計に戻すべきだと思うんですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

来年度から予定通りにいけば3カ年で工事のほうを進めたいということは先日の一般質問でも答弁させていただきました。当然おっしゃるようにそこを例えば整地したりするときには土地が一般会計にないと、土地会計のほうですと普通財産になりますので行政財産にはなりませんので当然買い戻しが必要と考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原ですが、今回この補正予算を立てた理由として補助金、国からの補助金が少なかった。来年度以降どうなるのか、まだ見通しが見つからないとは思いますが、やっぱり整備するに当たっては一般会計に戻さなきゃいけない。そのときには必ず補助金を申請して今年の内示よりも低くてもやらなきゃいけないと思うんですが、そこら辺今年補助内示よりも来年度以降多くなるという見込みでやられているのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

仮定の状態でお答えするのは難しいところはあるんですが、我々といたしましては皆様からお預かりした税を有効に活用できるように、また事業が早く推進できるようにやっていく。こういった中で補助のつきが、内示率が低かった年についてはまた土地取得のほうで買ったわけですが、これはどうしても地権者との協議の話でありますので、このタイミングを失うわけにはいかないの土地取得で取得させていただきました。来年度以降につきましても補助制度を有効に活用しながら、担当課と財政ともあわせて国や県のほうに十分協議をして補助金の確保に努めるように努力をして事業を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

今、総務部長のお話の中で地権者との関係ということを言われました。昨年度に関しては地権者の関係で一般会計ではなく、すぐ土地開発基金繰り入れて買われたという経緯がございました。今年度に関してははもともと一般会計で入れているから地権者との関係は当然ないはずだと思うんですが、そこら辺地権者との関係とか言われるんですが、今回、国からの補助金の関係だけで補正をかけたのでしょうか。地権者と土地買収の関係もあったのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

地権者の関係で今回こちら特別会計になったわけではございません。一応、予定どおり土地の購入の地権者の方には今年度進めていく状況でございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、予算決算常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 散会